

庁議（令和6年7月23日）結果について

- 1 開催日 令和6年7月23日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 社会教育部長、資産経営課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

概要	令和6年12月2日から現行の被保険者証（保険証）が廃止されることに伴う国民健康保険法の改正に合わせ、同法を参照している本条例についても改正するもの。
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市民病院で発生した医療過誤に係る示談について

概要	令和元年10月9日に左内頸動脈瘤の治療目的で入院し、翌10日に脳神経外科医によるコイル塞栓術を受けたところ、術後に医療過誤による空気塞栓症となり、意識障害が残った状態となる事案が発生した。 事案発生後、顧問弁護士と患者代理人により令和元年11月から示談交渉を行っていたが、令和6年4月に、示談に応じる旨の連絡があった。
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

（1）勤労会館・青少年課館・教育会館の3館統合について

概要	平成27年（2015年）8月に実施された事業評価の結果を受け、勤労会館、青少年会館及び教育会館の集会機能を、教育会館の建築物を改修して統合することとしているが、現在の状況について説明する。 <ul style="list-style-type: none">・教育会館の耐震補強及び施設の長寿命化の工事を実施する。 なお、9月の市議会定例会に工事請負契約の承認について議案を上程する。・勤労会館、青少年会館、教育会館の統合に伴い、現在のそれぞれの館の設置条例を廃止し、統合後の施設の設置条例を令和7年3月議会に上程する予定である。統合施設の設置条例所管部局は市長部局（産業振興部産業振興課）となる。・教育会館は令和6年9月6日をもって閉館する。 また、勤労会館と青少年会館は令和8年3月をもって閉館する。・市議会、利用団体に対して適宜、情報提供や周知を行っていく。
----	---

以上